

都市・環境常任委員会

(令和2年10月26日)

○ 谷口周司委員長

ただいまより、都市・環境常任委員会を開催させていただきます。

本日の事項についてでございますが、休会中の所管事務調査とさせていただきます。

上下水道局の合併浄化槽の水質浄化促進及び普及促進について、そして、スポーツ・国体推進部の県営スポーツ施設の誘致についての2点を取り扱っていくほか、また、上下水道局のほうからは報告事項がありますので、よろしく願いをいたします。

また、本日の資料につきましては会議用システムにアップロードしてありますので、ご確認のほどよろしく願いをいたします。

それでは、事項書に基づきまして、上下水道局の合併浄化槽の水質浄化促進及び普及促進について所管事務調査を行ってまいります。

では、上下水道局事業管理者よりご挨拶をお願いいたします。

○ 山本上下水道局事業管理者

上下水道局でございます。よろしく願いいたします。

今日は、8月定例会議会で提言をいただきました合併浄化槽の水質浄化促進及び普及促進について、よろしく願いいたします。

ちょうどこの所管事務調査と予算編成時期が重なっておりますので、その中で局としてもいろいろ考えておりますが、事前審査にならない範囲内でちょっとお示しをしながら、2月定例会議会に正直なところ、この事業の改善に向けてのものを上げさせていただきたい、そのように考えているところでございます。

ただ、この提言の中でいろいろお聞きしていて整理すべきことがございましたので、冒頭はちょっと制度自体の解説をさせていただいた上で、ご意見を賜りたいと思っております。

そして、報告事項のほうで、新たな官民連携手法の導入に向けて、ちょっと一策、考えておりますので、その点をご報告させていただきたいと思っております。

そして、もう一つ、お願いがございます。

管内視察の件で、後でちょっと事務局のほうに整理を願いますが、トンネル工事ということで、ちょっと間違えると密になるという環境でもございますので、その辺でちょっと、

長い距離を歩いていただくコースと短く主要な部分を見ていただくコースにちょっと整理をさせていただきたいと思っております。

その辺は、最後のところで、事務局のほうに仕切っていただいて、対応させていただきたいと思っております。

そして、もう一つ、申し訳ございません。

管内視察の日ですが、延び延びになっておりました水道事業の管理者会議が当日ちょっと東京で行われることになりましたもので、この管内視察の際にはちょっと欠席、私、させていただきますので、その点、ご無礼になりますが、お許しいただきたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

○ 谷口周司委員長

では、資料の説明をお願いいたします。

○ 伊藤生活排水課長

生活排水課、伊藤でございます。

資料のほう、よろしく願いいたします。

まず、タブレットの06休会中（10～11月）、07都市・環境常任委員会、001上下水道局の資料をお開きください。

よろしいでしょうか。

では、資料のほうを説明いたします。

まず、申し訳ないのですが、14分の9をご覧いただきたいというふうに思います。

14分の9でございますが、こちらに四日市市議会提言シートのほうをつけさせていただいております。合併浄化槽の水質浄化促進及び普及促進についてということで、次年度予算への提言を頂戴しております。

この提言に基づいて、本日の所管事務調査を進めていくこととなりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

では、14分の3へお戻りください。前後して申し訳ございません。

先ほど管理者のほうからもありましたように、まず、現在の合併浄化槽の設置と維持管理について、流れを一度おさらいして、皆様と情報を共有した上でご議論させていただければということで、フロー図のほうを作りましたので、この説明からまず参ります。

まず、合併浄化槽設置の流れというタイトルで資料をお作りさせていただいております。

こちらにつきまして、新たに家を建築する場合と、既存の住宅で単独浄化槽、くみ取便所から合併浄化槽に転換する二つのパターンがございます。

どちらも、単独浄化槽、合併浄化槽が設置できない区域がございます。ここに示しておりますように、下水道供用開始区域、農業集落排水処理区域、コミュニティ・プラント処理対象区域、こちらにつきましては、家を建てる場合には、こちらの設備のほうへ接続をしていただくということになります。

それ以外のところについては合併浄化槽を設置していただくという流れになります。

まず、新築のほうでございますが、建築の確認申請を建築基準法に基づきまして申請をしていただきます。これに基づきまして、審査、確認、それが済みましたら確認済証を交付するという形になります。これが済みますと、合併浄化槽も建築とともに設置することができます。

一方、転換の場合は、設置の届けを提出していただきます。これは浄化槽法第5条に基づいて提出されるものでございます。

こちらのほうは届出でございますので、我々のほうが受理をします。改善の必要がある場合には、21日以内に勧告を行うこととなります。期限内に勧告がない、もしくは勧告による改善がなされませんでしたら、浄化槽を設置するということとなります。

両方の、どちらかの確認書が交付されるか受理されたということになりましたら、対象案件を満たしていれば、設置の補助金が申請できるという形になります。

条件といたしましては、雲形で書かせていただいております。

対象区域といたしましては、浄化槽が設置できない区域、団地集中処理浄化槽区域、もう一つは、下水道の事業計画区域の中で、当面、下水道が整備されない7年区域は除いたものが対象外になります。ですので、ちょっと分かりにくい説明になりますが、逆になっております。お伝えしたやつの逆が設置できる対象区域となります。

また、対象浄化槽につきましては、処理対象人員が50人以下の専用住宅か、10人以下の集会所で高度処理型の浄化槽の場合が対象の浄化槽となります。

申請書類につきましては、位置図、平面図のほか、法定検査受検誓約書などの添付が必要になっております。

この申請がなされましたら、私どものほうで審査をいたしまして、交付決定を打ちまして、申請者のほうへ通知をいたします。

これが終わりますと工事施工ができることになりまして、工事施工後、実績報告を提出していただくこととなります。

ちなみに、実績報告書の提出書類につきましては、工事写真や保守点検業者業務委託契約書、浄化槽清掃業者維持管理事業依頼書などをおつけしていただき、実績報告をいただきます。

その後、審査をいたしまして、交付額が確定いたしました後、申請者のほうに通知をいたすこととなります。

その後、申請者のほうから補助金の請求をいただきまして、私どもが補助金の交付をするという一連の流れになってございます。

続きまして、維持管理でございます。

14分の4をお開きください。

こちらは、合併浄化槽維持管理の流れということでお作りをさせていただいております。

浄化槽の維持管理については、浄化槽法により、保守点検の実施、清掃の実施、定期検査の受検を浄化槽の管理者に任せておるという状況でございます。

保守点検でございますが、消毒液の補充やブローアなどの機器が正常動作するような点検を行うこととなっております。回数については省令により定められております。一般家庭でございますと4か月に1回以上ですので、計算しますと年3回以上の点検ということになります。

これについては、四日市市浄化槽保守点検業者へご委託を依頼いただくこととなります。

次に、清掃ですが、浄化槽法で年1回の清掃が課されておまして、これにつきましては、四日市市浄化槽清掃業許可業者のほうへご依頼いただくこととなります。

また、定期検査は、こちらも年1回の受検ということになりまして、検査機関としまして、一般財団法人水質検査センターのほうへご依頼をいただくということになります。

この流れにつきましては、補助金を受ける受けないに関わらず、全ての浄化槽について実施をしていただくものということになっております。

この検査結果でございますが、この検査結果を受けて、補助金の対象となるものが、同じく雲形で示させていただいております。補助金の対象条件といたしましては、法定検査の結果が適正またはおおむね適正であること、それと、ここに、下記に示した区域に設置された浄化槽でないこと、ここに設置された浄化槽は対象でないという形になります。

下水道供用開始区域、農業集落排水処理区域、コミュニティ・プラント処理対象区域、こ

ここに設置されたものは対象となりません。

それと、自己の居住の用に供する建物等であること、この条件を満たした上で、補助金の申請をいただきます。

補助金の交付申請と補助金の請求書、これ1枚になっておりますので、この1枚の申請をお出しいただきまして、審査した後、交付決定をいたしまして、通知をいたします。そのまま補助金の交付というような流れになるというところでございます。

これが、一応、設置と維持管理の流れというところで、こちらのほうを情報共有させていただくということで、書類に先立ちましてご説明いたしました。

引き続きまして、14分の5へお進みください。

こちらでございますが、合併浄化槽の水質浄化促進と普及促進について、資料を作りましたのでご覧ください。

まず、合併浄化槽の水質浄化促進についてですが、定期検査の受検を促し、浄化槽が適正に維持されることを支援するため、この四日市市浄化槽維持管理事業補助金を制定しております。

補助金額については、5人槽から6人槽が7000円、7人槽から9人槽が9000円、10人槽から50人までが1万2000円となっておりますが、一つ訂正をいたしたいことがございます。

14分の12をご覧くださいませでしょうか。

14分の12で、参考で再掲をさせていただいた資料でございます。

一番下段の表をご覧ください。

最下段のほう、こちらにも合併浄化槽水質浄化促進事業の中での補助金の金額をお示しした金額と人槽規模をお示ししておるところですが、こちらのほう、人槽規模でございますが、中段の7人から、こちら8人と書いてございます。本来9人というところで間違いをしております。これについて誠に申し訳ございません。以後、このようなことがないように、配慮いたしますので、よろしく願いいたします。

もう一度、14分の5へお戻りいただけますでしょうか。

今、イまでご説明申し上げましたので、ウの補助金額の算出根拠の説明をいたします。

こちらのほうなのですが、イの補助金額を算出した根拠をお示ししております。

合併浄化槽の維持管理費から年間下水道使用料を減じ、その差額に、社会的便益に相当する分の率を乗じて算出しております。

具体的には、5人槽から6人槽のところを見ていただきますと、浄化槽の維持管理費は6万5000円、年間の下水道使用料が、こちらにつきましては平成28年度に浄化槽をお使いいただいた方が仮に下水を使用した場合、その水道使用料から算出したものでございます。その差額が1万8020円でございます。こちらに、社会的便益に相当する分、こちらは、注を見ていただきますと、生活雑排水の除去に係る分のうち、個人の努力により削減可能な分を除いた公的に負担する分ということで、公的に負担する分として40%を掛けさせていただきますと、7000円という金額を算出しております。

同じく、7人から9人、10人以上につきましても同様の考え方で算出いたしまして、7000円、9000円、1万2000円という形で算出をしております。

エとしまして、補助金の改正方針、提言をいただきましたので、どういう方針にしているか、まだ具体的なところはあれですけれども、方針のほうをお示しさせていただいております。

生活排水処理施設整備計画、いわゆるアクションプログラムの見直しと、令和7年度の公共下水道の概成により、合併浄化槽の管理者の多くは市街化調整区域の居住の方となります。このことから、合併浄化槽の維持管理費と下水道使用料について、できるだけ公平となるようにするとともに、浄化槽の適正な維持管理を支援するため、補助額の改正について検討を行うというふうにしたいと考えております。

ただ、その際には、下水道の整備には都市計画税が充当されていることから、市街化区域と市街化調整区域との公平性にも配慮するというところで、14分の8をご覧ください。

参考資料でおつけさせていただきます。

一番上の参考資料1をご覧ください。

令和元年度都市計画税充当事業についてということで、下水道事業について、一般財源を投入していただいております。63億5000万円弱の金額を投入していただいております。

そのうち、都市計画税につきまして、雨水と汚水、両方頂戴しております。そのうち汚水については5億5500万円強のお金を頂戴しておるということでございますので、この分についても今後は配慮していく必要があるというふうに考えておるところでございます。

引き続き、14分の6をご覧ください。

こちらにつきましては、法定検査適正率向上のための体制の強化というところでございます。

現在の体制といたしまして、合併浄化槽の維持管理の必要性について、シルバー人材セ

ンターへ委託をしておるところでございます。

勤務日数、勤務時間、人員については、表のとおりでございます。

こちらについて、体制の見直しというご意見も頂戴しておりますので、ここを考えていくというところで、合併浄化槽の適正管理及び法定検査の受検義務への理解を図るため、人員や柔軟な時間など、雇用形態の変更について、委託契約自体の見直しを行うなど、啓発活動の強化に向けた体制の再構築を検討することといたします。

また、ウといたしまして、法定検査適正率の目標設定というのも提言をいただいておりますので、これについて、体制の見直しを図るとともに、検証が行えるよう数値目標を設定し、進捗管理をすることといたします。

なお、目標数値について、従前の目標数値が実績と乖離していることから、実情を考慮した努力目標値を設定するよう検討するというところで考えております。

引き続きまして、14分の7をご覧ください。

合併浄化槽の普及促進についてでございます。

こちらについては、四日市市合併処理浄化槽設置整備補助金というものを制定しておるところでございますが、目的といたしましては、生活排水によって生じる公共用水域の水質汚濁及びこれに伴う生活環境の悪化防止を目的とした合併浄化槽設置に対する補助というところでございます。

補助金額につきましては、環境省が定めました交付金基礎額に基づき補助金を算定しておるところでございます。

申し訳ございません。14分の8をもう一度ご覧ください。

参考資料の2でございます。

こちらは現行の交付金基準額でございます。

ここに令和3年3月31日までということになっております。

というのは、令和2年の8月15日に環境省のほうから各都道府県知事宛ての文書で発令されて、これが現行で、後ほどご説明申しますが、下段のほうに改正になるというところでございます。

四日市市の場合は、この基準額の左側の欄、左から二つ目の欄になります。5人槽が1基当たり44万4000円、6人槽から7人槽が48万6000円、8人槽から10人槽が57万6000円というのが現行の基準額になっております。

もう一度、14分の7へお戻りください。

こちらなのですが、先ほどの金額に対して、国が3分の1を補助し、3分の2を地方が負担するということになっております。

現状の補助金の考えについてご説明をすると、まず、転換補助金、ちょっと表は申し訳ないんですけど中段になります、転換補助金のほうをご覧ください。

この中の8人以上のほうをご覧くださいと一番分かりやすいと思います。これに基づいてご説明します。

基本額の合計の欄が54万円となっております。国、県、市が3分の1ずつ負担し、その3分の1の金額が万円止めかつ偶数となる18万円としております。

交付金額、先ほどの基準額によりますと57万6000円ということで、これを3で割りますと19万2000円となりますが、万円止めにしますと19万円ですが、万円が偶数となるよう18万円としています。

これ、なぜこんなことをしておるかということをお申しますと、上段の新築補助金の表をご覧ください。

新築補助金については、県は補助金を出さないということになっております。地方負担額を全て市が負担するということとなります。この負担額については、市の負担額は転換の補助金と同一になるような金額を置くという考え方を置いております。

ですので、8人以上のところを見ていただきますと、新築のほうも18万円という金額を置いてございます。

これが3分の2ですので、国の金額としましてはこれの半額、3分の1でございまして、3分の2の半分ということで、3分の1の9万円を置いて27万円という形で置いております。

仮に9万円としますと、国の負担額は9万5000円となって、1000円という補助金が出ないように偶数万円というふうにしておるところでございまして。

なお、この転換のほうにつきましては、加算額15万円を置いてございます。こちらにつきましては、撤去費等が計上されておるところでございまして。

これにより、現在、この補助金の金額を算定しておるところでございまして。

なお、設置補助金の改正方針といたしまして、設置補助金、設置整備補助金については、補助率が高い状況にあり、かつ個人の資産形成をするものであることから、補助金額の改正に当たっては慎重な判断が必要となると考えております。

よって、今回の見直しについては、環境省が定めた交付金基礎額が変更となるため、こ

のことについてのみ、従前の考え方も踏まえ、補助金額の改正について検討いたします。

もう一度、申し訳ございません、14分の8をご覧ください。

こちらのほうが、来年の4月1日、来年度から改正される交付金基準額でございます。

5人槽が38万4000円、6人槽から7人槽が46万2000円、8人槽以上が58万5000円と、こちらのほうは増額になりますが、5人槽から、6人槽、7人槽については変更となります。これに基づいて改正をするというところでございます。

14分の7へお戻りください。

また、補助対象者について精査を行い、効果的な補助制度となることも併せて考えていきたいというふうに考えております。

なお、先ほども何度かご説明しましたように、14分の10から14分の12につきましては、決算常任委員会全体会にお付けした資料で、関連する部分を添付してございますので、また、ご確認いただければというふうに思います。

説明については以上でございます。

○ 谷口周司委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご意見、ご質疑ございましたら、挙手にてお願いをいたします。

○ 山口智也委員

決算を受けての迅速なご対応をしていただいておりますので期待をしておりますけれども、確認だけ少しさせていただきたいと思います。

まず、主というか維持管理のほうだけ確認をさせてもらいたいなと思っておるんですけども、まず、決算でも提言した二つの柱は、一つは啓発ということで、もう一つは補助金の見直しということなのですが、まず、啓発のほうなんですけれども、決算全体会でもある委員さんからご指摘がありましたけれども、例えば14分の4のこの流れというところを見ると、市民の中には業者による保守点検と清掃、これだけすればもういいんだ、それ以外はもうしなくていいんだという、ちょっと誤解をされている方も見えるんじゃないかというようなご意見があったように思いますけれども、皆さんから見て、そういったやっぱり市民というのはある一定程度、お見えになるという、そんな認識があるのでしょうか。

か。

○ 伊藤生活排水課長

今、山口委員おっしゃっていただいた方につきましては、確かにお見えになります。

この方については、法定検査を受けることで補助金が受けられる方がお見えになりますので、こういう方については、電話等でお知らせをして、私ども今、法定検査さえ、もう要はお金が全く増えない、変わらない、もう法定検査だけ受ければ、3800円の検査さえ受ければ補助金が受けられるという方については、電話による啓発を今現在行っておるところでございます。

以上でございます。

○ 山口智也委員

そういうきめ細かな対応というのが大事かなと思いますので、まず、それを受けないとやっぱり補助金が出ないわけですので、しっかりメリットがあるということでお伝えしていただきたいと思います。

14分の6に、啓発の体制ということで見直しもされるようですので、これはしっかりやっていたいただきたいというふうに思っております。

2点目の補助金の見直しの部分についてなんですけれども、14分の5のところの片仮名のウのところなんですけれども、ここに、ウのところに、浄化槽の維持管理費というのがあって、5人槽から6人槽、7人槽から9人槽、10人槽から50人槽ということで、年間の維持管理費が書かれているんですけれども、これというのは年3回以上の保守点検と清掃と、それから、法定点検、これの合算ということでいいんですよ。

○ 伊藤生活排水課長

この三つの分と電気代等も含めましたものというのが算出根拠になっておると、私どもは、国が出しております浄化槽の維持管理の実態に関する調査業務報告書の中で、それらも含まれておるということで聞いております。

○ 山口智也委員

この合計額というのは、これは一般的な額であって、世帯によっては大分上下するとい

うことでいいでしょうか。

○ 伊藤生活排水課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

個人の家庭によって、上下するものがございます。

○ 山口智也委員

例えば、私も実家が合併浄化槽を設置してしまして、少しちょっと親に年間どのぐらいかかっておるのかというので、ちょっと調べたんですけども、うちは7人槽のあれを入れてしまして、年間全部、この三つを足しますと9万6000円ぐらいかかっているんです。

そうすると、ここにある7万7000円と大分乖離があるなということだと思ったんですけども、母親も、大分かかるんやわということだと言っている中、そういった中で9000円の補助しかないわけなので、その辺りも実態というのをもう少し見ていただいて、本当にこの額でいいのかなというところはまた再検討していただきたいと思います。

社会的便益相当分ということで、40%ということであるんですけども、このパーセントを今回少し変更して補助額を調整するというので理解しておいてよろしいのでしょうか。

○ 伊藤生活排水課長

委員のおっしゃる考え方もいろいろあろうかと思えます。

我々、考え方をいろいろ持っておりますので、まず、今40%が変わるという案もありますし、その考え方を換えるというところも含めて、この前の委員会、終わりましたからいろいろ検討しておりますが、まだ確定ではございませんが、これを換えるのも一つですし、ほかの考え方もあろうかというふうにご考慮しておるところでございます。

以上でございます。

○ 山口智也委員

あまり事前審査になってはいけないので、もうこれ以上、今回は確認しないんですけども、いずれにしても、維持管理のほうの補助をどっちかというところを厚くしていくという方向でお聞きしておりますので、その部分、しっかり手厚くしていただいて、下水道使用と比

較しても負担がなく、やはり公平性を感じられるような補助額を検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○ 山口智也委員

他にございますでしょうか。

○ 森 康哲委員

提言のほうの1番のほうなんですけれども、受検率が50%のやつをいかにアップして、点検を上げていくかと、きれいな水を流してもらうかというのが目的やと思うので、県がやっている水質検査センター、これがどうなのかという意見もあったと思うので、この辺、市ができる範囲内でどういうふうにしていくかというのは、まだ、この資料の中にはなかなか読み取ることもできないし、これからの方向性やと思いますので、この辺もしっかりやっていっていただく、確認なんですけれども、この辺、お教えてください。

○ 伊藤生活排水課長

指定検査機関につきましては、いろいろちょっと私ども不勉強なところがあって、全体会でもあれでしたけど、法の第57条で、指定検査機関を県が決めるということになっておりますので、ここしかございません。

ただ、我々、検査センターとは情報を密にいたしまして、去年受けた方については、確実に案内を送っていただくとか、新たなどころの掘り起こしは我々がするというようなすみ分けをしながら検査を受検していただけるように、我々としては努力をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいところでございます。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

法律で、そういうふうには決まっている中で、やっぱり検査率を上げるにはどうしたらいいのかというところの肉づけは必要だと思いますので、市のほうでできる範囲でやはりそのところはカバーしていくということを検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。意見でね。

○ 谷口周司委員長

意見として、お願いいたします。

他にございますでしょうか。

○ 小林博次委員

小さい問題を1個か2個。

まず、農村集落排水と下水道区域において合併浄化槽は設置できない、補助できないと、こういうことを言われたと思うんですけど、その辺り確認させてください。

○ 伊藤生活排水課長

農村集落排水の条例に基づきまして、そこでは接続を決めておりますので、農村集落排水につきましましては、下水というか農村集落排水につないでいただくことになりまして、同じくコミュニティ・プラントについても、コミュニティ・プラントでつないでいただくということで、浄化槽が設置できないという形で書かせていただいております。

以上でございます。

○ 小林博次委員

全然ないの。

○ 伊藤生活排水課長

基本的には、コミュニティ・プラント、農村集落排水につながれているというふうに考えております。

○ 小林博次委員

公共下水道区域は。

○ 伊藤生活排水課長

公共下水道の区域につきましましては、先ほども申しましたように、事業計画区域の中で、事業が供用開始区域になるまでの間は、合併浄化槽しか設置できない場合がございますの

で、合併浄化槽が設置することができます。

ただし、今のところ、現在の補助金の中では、7年区域を除いたところについては補助金が出ない、設置はできますが、補助金が出ないという状況になってございます。

以上でございます。

○ 小林博次委員

そうすると、物理的に接続ができないところがあるよね。それは補助金を出さないということ。

○ 伊藤生活排水課長

場所によって、それが7年区域になっておれば、補助金は出ます。ただし、7年区域になっていなければ補助金が出ないと。

○ 小林博次委員

何という……。

○ 伊藤生活排水課長

7年区域でございます。数字で言う、7年区域といいまして、当分、下水道が整備されないところについては補助金が出ます。

ただし、1年から6年の間で整備される場所については、補助金が出ないという形になります。

○ 小林博次委員

補助金が出ないでやっておるところがあるんやったら、資料ください。

それから、その次に……。

○ 谷口周司委員長

ちょっと、じゃ、資料請求は、いつまでとか、特に、でき次第で、小林委員、よろしいですか、資料請求は。

○ 小林博次委員

そういうところがあると思ったから、資料をくださいという請求をしたわけ。

○ 谷口周司委員長

資料は作成できますか。

○ 伊藤生活排水課長

今すぐというわけにはありませんので、お時間を頂戴したいと思います。

○ 小林博次委員

時間は幾らでもあるけど、そういうところは、普通はないはずと思うんやけど。

○ 伊藤生活排水課長

確認でございます。

要は、下水道事業計画区域の中で、合併浄化槽が設置できる範囲ということでございましょうか。

○ 小林博次委員

いや、合併浄化槽というのは、下水道区域で下水道が入ったら、全部接続するわけや。

それでも、そこへ接続できずに、合併浄化槽のほうのところがあるやろうから、その辺の資料をください。

○ 伊藤生活排水課長

そうしますと、下水道供用開始区域の中で合併浄化槽を使っているところというところでございますか。

○ 小林博次委員

そうです。

○ 伊藤生活排水課長

それにつきましては、時間をちょっと頂戴したいというふうに思います。

○ 谷口周司委員長

お願いいたします。

○ 小林博次委員

時間はええけど、幾らでもあるんやけど、そんなのつかんでおこなあかんのと違うの。

その次、合併浄化槽を取り付けて、最初は、例えば4人おったとするわな。だんだん死んでいって1人になったら、浄化槽は大きいままで、維持管理がたくさんかかる。そうすると、日本の高齢者の貧困率って世界で9番目で、そんな負担できやんという家庭が幾つかできていると思っておるんやけど、そうすると、それはどうやってつかんでいるの。

例えば、それ、さらに減免してやるとか、何かないと掃除もできやんということがあるんやないかと思おるんやけど、その辺どうなっておるのかな。

○ 伊藤生活排水課長

委員のご指摘につきましては、確かに、合併浄化槽の人槽につきましては、いわゆるJIS規格で人槽が決まっておりますので、仮にお1人でも7人槽をお入れいただいているところもございます。

これについては今、改正の方針の中でどうしていくかというのは、まずは、下水道との差額について埋めることを考えていきたいというふうに考えております。

また、先ほど……。

○ 小林博次委員

いや、考えておるということ聞いておるのと違って、どうやってしておるのということ聞かせてほしいのよ。

○ 伊藤生活排水課長

今のところ、その部分については、補助金については、人槽で一律ということになっておりますので、考えられていないという状況になってございます。

○ 小林博次委員

分かりにくいけど、そういう家庭は少なからず出てくるはずやから、やっぱりきちっとした対策、対応を考えていかないと、いつまでたっても掃除してくれやんなど、行ってみたら、もう最初は補助金がようけ欲しいからできるだけ大人数で申請して、補助金をようけもらって大きい合併浄化槽を造って、減っていくと、今度は維持管理ができやんところが残っているはずやから、そこら辺はやっぱりきちっと整理をして、どうしたらいいのかというのをやっていかないと、いつまでたっても、未収金の回収と一緒に、いつまでたっても返らんのと一緒に、同じような現象を起こすと思うので、その辺だけ、実態が分かれば、これも少し後で教えてほしいけど、無理がない程度に調査、実態をつかんでいると思うので、教えてください。

○ 山本上下水道局事業管理者

ご意見ありがとうございます。

浄化槽に対するところは、やはり設置基準が家の大きさに決まっているという法制度の問題があります。

その辺について、ちょっと人も増やしながら対応して、ちょっとデータ取りをしないといかんというふうに、今回8月定例会議でご指摘いただいてから、整理していくのに、ちょっと課題があることは認識をさせていただいています。

ただ、今までちょっと公共下水道のほうへ、上下水道局ちょっと傾いておりましたので、ちょっとその辺を均衡を取りながら、両方と、要するに下水道区域内の中でも未接続の、接続だけしていただければええおうちがたくさんあるということでご報告はさせていただいておりますので、その辺とマッチングをさせながら整理させていただいて、対応していきたいというふうに思っております。

ちょっとまだそのデータの整理が不十分でございますので、ご指摘いただいている点、当方としても十分認識しておりますので、その辺の整理をしながら、こういう検査率の向上と公共下水道区域内の接続率の向上、両方一緒に対応していきたい、そのように考えておりますので、ご理解賜りますよう、お願いいたします。

○ 小林博次委員

よく分かりました。

○ 谷口周司委員長

他にございますでしょうか。

○ 井上 進委員

14分の8ページ、来年の4月から改定、減額ということなんですけれども、環境省が出しておるから、それは仕方がないのかなと思う、これ、例えば市が上乘せというのは不可能なのですか。

○ 伊藤生活排水課長

まずは、国の基準に基づいて我々補助金を設定しておるところから、基本的な考え方は、この考え方で、先ほど14分の7でお示しした改正方針が基本になるのかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○ 井上 進委員

その辺の考え方は分かるんですけれども、ただ、やはり市街化調整区域であっても、前回も出たけれども、下水が行く予定であったところが行かなくなったという部分に関して、若干、何か付加的な部分をつけられやんのかなというふうな形で思ったりもするのですが、そういった部分、できたらちょっと検討の中に入れていただけたらありがたいと思うんですよ。

でないと、今までずっと、例えば集落排水とかそういった部分、やりたくても下水が来るからといってお待ちいただいていた家庭がそういった中に入ってくるので、その辺のところの配慮的な部分を入れていただけたらなという思いで、ちょっと意見的なものをちょっと入れさせていただきたいと思うのですが、よろしくお願ひしたいと思っております。

○ 谷口周司委員長

意見でよろしいですね。

この件で、私も一つ確認だけさせていただきます。

これ、国のほうが4月から減額と、この背景的なものというのは、何かつかんでいるも

のがあれば。

○ 伊藤生活排水課長

こちらのほうにつきましては、会計検査院が、環境省のこの補助金について全国調査を実施しまして、令和元年10月25日付で、環境大臣に対して、これの改善を、処置を要求したということがございまして、それを受けて、環境省が変更をしてきたものというふうな形になってございます。

背景といたしましては、会計検査院からの改善処置要求というのが背景にあるということでございます。

以上でございます。

○ 谷口周司委員長

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

○ 加納康樹委員

本当は一番最初に手を挙げればよかったんですけど、ちょっと根本的なところで教えていただきたいと思っています。

冒頭のところで、14分の12ページのところですが、何人槽というので、9人が抜けていて、すみませんという話もあつたりしたんですけど、それに絡んで、例えば12ページの上のところの何人槽という区切りがあります。

もちろん設置と管理のほうでいろいろな基準の差はあるんでしょうけど、5ページを見ても5人槽から6人槽、7人槽から9人槽とか、例えば5人槽だけで、6人槽から7人槽で、8人槽からとか、何人槽という区別の区切りがこれだけずたずたなのは何ですか。

○ 伊藤生活排水課長

維持管理のほうにつきましては、5人槽、7人槽、10人槽が一番下になってございます。

これ、先ほど申しましたJ I Sの規格で人槽が決まっております。その中で、5人槽、7人槽、10人槽というのが一つの考え方になってございます。

ちょっと話がずれるのですが、130㎡以下の家につきましては5人槽の浄化槽を入れま

す。130㎡を超えるものについては7人槽、台所が、いわゆる2世帯住宅になると10人槽というところがございまして、こちらのほうの考え方、J I S規格が5人、7人、10人ということになっておりますので、維持管理のほうにつきましても5人、7人、10人というものが設定されておるといことかと思えます。

設置のほうにつきましては、国の基準に基づいて、国の、先ほど交付金、要綱をご覧くださいますと、14分の8をご覧ください。これと合わせていただいておりますので

以上でございます。

○ 加納康樹委員

これを見ると、何人槽が一番得とか、何人槽だと損になるとか、そういうところは発生しないものなのですか。何人槽が一番お得ですよとかになっちゃうとか、それは別にあり得ない。

○ 山本上下水道局事業管理者

もともとが各人槽ずつで、各メーカーが浄化装置を作っておりました。3人槽も、4人槽も、5人槽もという形があったんですが、普及していくにつれて、J I S規格に統一されていって、5人槽、7人槽、10人槽というふうに入槽数が決まってきましたが、条例やら、国のほうの補助制度がつくられていく過程の中で、つくられた単位で、そのときの主流の人槽に変わってきたというところがありまして、その辺が幾重にも重なっているような状態に今なっております。

ただ、今、J I S規格のほうは、ほぼ、5人槽、7人槽、10人槽というふうに入槽数が決まっておりますので、その辺の形で国のほうも並び直しをされてみえるというようなところがあります。

今、何人槽が得かというよりも、正直言って、小林委員からご指摘があったように、家のサイズで決まっておるものですから、お一人住まいでも、それこそ10人がお住まいでも、タンクの大きさは決まるという、それでないと建築確認が下りないというような形になっておりますので、この辺についてはちょっと私どもも調べさせていただかないと、ましてや、市街化調整区域というのはおうちが大きゅうございますので、お二人住まいでも7人槽が入っているという事例が多分多いのではないかと思います。

ですから、この制度自体はちょっと、我々も、住居データやら、その辺とマッチングを取りながら、ゆくゆくは直していかなきゃならんものだろうと思っています。

ただ、ちょっとデータベースがまだそろっておりませんし、そして、今、建設補助金よりも、維持管理のほうで末永くお付き合い、浄化槽として使っていただくための制度に改めようと思っていますので、その辺の中でちょっとずつこれは制度を変えさせていただかなきゃならん。

正直言って、建設費でがばっと出しておいたほうが財政運営的には楽なんですけど、やはり正常な水を長らく放流していただくような形で対応していくというところ、これが一番肝要かなと思いますので、その中で、制度は、これも制度を変えていくと、目標管理の中で周期性を持って見直してくというような形で議会のほうからもご指摘いただいておりますので、来年2月の予算委員会の際に、正直言って、管理するのは増額の方で、そして、建設については、国のほうの会計検査院のご指摘もありますので、下げる方向で整理して、きれいな水を放流いただく、それも長らく続くような制度のほうにまずはちょっと変えさせていただいて、そして、その補助制度も一定の計算式に基づいていって、様子が変わってきたら変えられるようにしていくというのを一つの、今、目標にして進めさせていただいています。

そのような形でできれば、持続性のある制度になるのではないかと今考えておりますので、これ以上言うと、事前審査になるといけませんので止めさせていただきますが、私どものこの案件に対する思いとしては、そのように考えています。

○ 加納康樹委員

5人槽、7人槽、10人槽というのは何となく分かったんですけど、となると、例えば、5ページのところの分だけ、5人槽じゃなくて、5人槽から6人槽という区分が存在するのは、これは何ですか。

○ 伊藤生活排水課長

先ほど管理者から申しあげましたように、今の中では5人槽、7人槽、10人槽がスタンダードになっておりますが、過去においては6人槽、1人槽ずつ増やすというパターンもございましたので、現存する浄化槽がございましたら対応できるようにその範囲を置いてあるということでございます。

以上でございます。

○ 谷口周司委員長

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

では、他にご質疑もないようでありますので、本件につきましては、この程度とさせていただきます。

続きまして、上下水道局から報告事項がございますので、資料の説明を受けた後に質疑を行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

では、資料の説明をお願いいたします。

○ 伊藤経営企画課長

経営企画課の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

資料につきましては、先ほどの続きということで、14分の14ページのほうをお願いいたします。

よろしいでしょうか。

水道の管路更新及び維持管理事業の促進に向けた新たな官民連携手法の導入に関するサウンディング調査についてということで報告をさせていただきます。

まず、1番の調査の目的でございますが、水道ビジョン2019におきまして、第3期の水道施設整備計画、令和元年度から令和10年度までを掲げまして、水道の管路の更新や耐震化を推進しているところでございます。

特にこの第3期の整備計画におきましては、管路の更新事業をより促進させるために、10年間で合計約160kmの更新をする計画というふうにしております。

しかしながら、人材の確保につきましては大変苦慮しておるところでございます、この160kmという更新を、事業進捗が図れるかどうかというのは非常に懸念されるところでございます。

このような中で、本市の課題であります水道管路の更新事業の進捗をさらに図るために、

水道管路の更新及び維持管理事業につきまして、民間事業者のノウハウ、先進技術及び創意工夫を取り入れるなどの新たな官民連携事業の導入の検討につきまして、このサウンディング、ヒアリングを実施してみたいというふうに考えております。

調査の概要についてでございますが、まず、2の(1)でございますが、対象者につきましては、参画のほうを検討しております法人または法人のグループということで考えておりました、業務の概要につきましては、対象業務といたしましては、管路の更新でありますとか、管路の維持管理を考えております。

対象の地域といたしましては、市内の団地で40年程度経過したような団地が漏水も多いというようなところら辺で、そういった団地のほうを想定しておるところでございます。

契約期間につきましては、このヒアリングを行った上で、新しい官民連携が上手に連携していくことができるというようなことであれば、来年度につきましてはその仕様を考えるということで、令和4年度からその契約期間を考えていきたいと、3年から5年程度の年数で考えておるところでございます。

企業の参加形態につきましては、単独企業または共同企業体というふうに考えております。

そして、3番のスケジュールでございますが、この報告を終わりました、後に、来月、11月の中旬に新聞発表、これにつきましては業界新聞等のほうでしていきたいというふうに考えておるところでございます。

併せて、局のホームページのほうにも掲載をさせていただきます、12月11日、約1か月を取った上で、参加の申込み期限を設けさせていただきます、その後にヒアリング等を行わせていただいて、来年の2月の頭ぐらい、上旬にその結果について公表をさせていただきたいと思っております。

その対話・ヒアリングの内容につきましては、水道管路の更新及び維持管理事業に関する事業者の考え方やこれまでの実績や事例、あと、対象業務の実施に関する考え方、あと、地元事業者の活用、育成に関する考え方、これについては、特に重視をしていきたいというふうに思っております。あと、事業者の選定方式に関する意見などについても聞いていきたいというふうに思っております。

説明については以上でございます。

○ 谷口周司委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご意見、ご質疑ございましたら、挙手にてお願いをいたします。

よろしかったですかね。もし、ございましたら。

○ 森 康哲委員

期間とかは分かるんですけど、事業規模は、1個の団地でどれぐらい、想定はあるんですか。

○ 伊藤経営企画課長

伊藤でございます。

この団地なのですが、40年ぐらいを経過しておる団地ということで、そういった団地も様々ございますもので、大体500軒から1000軒ぐらいのまでの間かなというふうには考えておりますが、あまり大き過ぎましても事業者のほうの負担になるのかなというふうに考えておまして、中規模程度かなというふうには思っております。

○ 森 康哲委員

事業協定、円で、予算規模。

○ 伊藤経営企画課長

まず、この業務自体がうまく成立するかどうかという部分についてもまだ明確になっておりませんもので、このヒアリングを、まず事業者のほうに聞き取りを行った上で、こういった官民連携ができるかどうかというのを、まずしっかりさせていただいた上で、その上で、どういった事業範囲で、事業規模でというのが出てくるのかなというふうにご検討しております。

○ 森 康哲委員

予算では全く、予算ベースでは考えていないと。軒数で500軒から1000軒の1個の団地で考えているということなのですね。

○ 松久経営企画課副参事

規模なんですけれども、このサウンディングで、例えば一つの団地を今回モデルにしますが、サウンディングの中で、事業者さんが、この規模では小さい、利益が出ないという場合もございます。

ですので、実際の段になると、また、大きくなるという、二つ、三つ、一緒にやりたいという話もありますので、現在、具体的に幾らでというふうなことは考えておりません。

ただ、先ほど言いましたような、500戸から1000戸程度の団地を想定した場合、事業者さんにヒアリングをかけて、どのような反応があるかというのを調べていきたいと思っております。

以上です。

○ 森 康哲委員

分かりました。

○ 谷口周司委員長

他にございますでしょうか。

○ 加納康樹委員

ちょっと上下水道局に聞く話じゃないのかもしれませんが、この四日市市の行政によって、サウンディングという手法を取られたことってあるんですけど。

○ 山本上下水道局事業管理者

私どもも初めてでございます。

ただ、この事業自体が、冒頭申し上げましたように、160kmをこなすのは、現状のままではかなり至難の業、市内の水道業者さんが随分減ってしまいましたので、このサウンディング調査の対象とさせていただくのは、いわゆる皆さんがお名前を聞いたら分かるような会社さんをベースにしておるものですから、新聞のほうへ載せるといいますのも、業界新聞、今、想定していますのは、水道新聞、水道産業新聞のほうで、正直申し上げて、対象になろうとしています。

これと言いますのも、東北の震災で、いわゆる皆様がお名前を聞いたら、あそこなというような会社さん自体が、地元業者さんと一緒になって復興支援をなされていたという事

例がございます。

復興支援のほうも、大分と片がついてきておりますので、そのノウハウをこの160kmのところに置き直すために、提案を受けられないか、そして、なおかつ、このヒアリングの内容の真ん中どこかに書きました。重視しているというのは、地元業者の活用と育成の考え方というところを、東北でやられたように、再度、市内の業者さんが業としてなし得るような形ができないか。

そのために、中規模の団地のほうで一度、これは事業規模に合わせて3年で終わるのか、5年でという格好になるのかというところを、一度、試しでやってみたい、そうしないと、この160kmにちょっと届かないおそれがあるという、私が局内で禁じ手なしで全部考えよという言い方を始終しておるものですから、その中で、こういう手法が取れないか、従前のやり方をしていると、総合計画の委員会の中でもご指摘いただいたように、なかなか入替が進まないのではないか、その辺を解消するために、ちょっと今、四日市にない手法をちょっと持ってきてほしい。そして、このやらなければならないことを、スピード感を持ってやりたいという思いでございます。

○ 加納康樹委員

ちょっとだけ、やっぱりどうしても懸念するのは、サウンディングで、聞こえはいいとのかよく分からない感じで、非常に悪い言い方をすると、行政の皆さんが責任逃れをした民営化にならないのかという、そんな懸念もなくはないと思うのですが、その辺は十分払拭できる手続は踏めるのでしょうか。

○ 山本上下水道局事業管理者

ご指摘の点が一番肝やと思っています。

ふだんから、請負事業者を牽制できる能力を持ちつつ、業務をしていくというのが今の私の方針ですので、今の局の方針でございます。

その中で、コントロールできないようであれば、これはサウンディング調査をしても、その手法はやめなければならないと思っています。

ただ、自分のところがきちっと業者を牽制して、そして、目標を達成できるようにするというのが方法でございますので、やりたくても、これが四日市にとって望ましくないと思った場合には、このサウンディング調査は実施しても、やめざるを得んと思っています。

ただ、いろんな手法をしていないと、160kmの目標がちょっとえらいというのが見えておりますので、禁じ手なしで、いろんな手法を探して、トライアルしていきたい、そうしないと大規模災害のときに、皆さんに安全で安心な水をお届けできないおそれがあるというところで、このような手法をちょっと考えて、試させていただきたい、そのように考えております。

○ 谷口周司委員長

他に。

○ 小林博次委員

初めての手法で、成果が上がるかなというふうに期待をして見えています。

ただ、新しいことをやると反対が出てくるので、上手に肩もみだけしておかんと、汗ばっかりかいて往生するかなと、そんなふうに思っているんやけど、予定キロ数は160km、これ、今の職員体制でやろうとすると、自分で図面を見たがよう施工せんという職員がかなりおるわけやね。そんな実態を見ると、きちっと対応できるというメリットが出てくるのかなというふうに期待はする。

ただ、500戸から1000戸、900戸から1000戸なら分かるけど、500戸から1000戸という十倍違うわけや。どの団地をやるのかなと推測もできやん。

例えば、笹川なんかは、汚水と雨水と間違えて接続されている可能性がある。あるいは、四日市は日本で一番丈夫な塩ビ管を使ったところが、時期があるわね。この前、震度4で1m縦割れしたというから、これは、ほかの管でも同じような現象を起こす可能性がある。もし、直下型地震が起こると、たちまちとんでもない被害に見舞われるということになると、取りあえずテストは団地でええけど、実際にやってほしい地域ってかなりあるわけやわな。

そういうところを、やっぱり今までごまかして、ごまかしたと言ったら怒られるけど、手抜きしたかごまかしたかって、全然実態をつかんでなかったから、我々のほうは、水道管に濁りがどれぐらいあるのかというのをテストさせてもらって、四日市の何か所かで、これはまずいなと、かなり老朽管が多いなということが、正直な気持ちなの。

ですから、できるだけ早い機会に老朽管、単に濁って濁り水が出るというだけと違って、割れたりというのはちょっとまずいので、そういう辺り、どこに何管が入っておるか、ど

こが老朽化しているか分かっているわけやから、順次計画を立てて対応してもらいたいなと思うのです。

ところで、どこに濁り管が、老朽管が入っておるのか、ある程度分かったら資料をくれるとありがたい。

○ 谷口周司委員長

資料請求ですが。

○ 松久経営企画課副参事

G I Sデータといいまして、管路データの台帳がございます。

そこに、布設年度別の色分けで管渠を表現することができますので、そういった資料でよろしいでしょうか。

○ 小林博次委員

実態が分かれば。大体何kmぐらい入っているのか。

○ 川尻上下水道局技術部長

おおむねの市内の概要が分かるように、四十何年以前のものがどの程度、特に、中部にとか、中心街がやっぱり特に多いのでというようなことが、概要が分かるような形でちょっと整理させていただきたいと思います。

○ 小林博次委員

塩ビ管がどの程度入っているのか、あと残っているの。まだ取替えをしていないと思うんやわ。エタニット管は全部取替えたんやね、もう。

だから、少しその辺の実態が分かればありがたい。

以上。

○ 谷口周司委員長

では、資料のほう、お願いいたします。

他にございますでしょうか。

○ 山口智也委員

非常に基本的なというか、稚拙な確認になるのでお許しいただきたいんですけども、これ、水道ですよ、今考えているのは。

一方の下水道のほうなんですけど、令和3年度から包括的維持管理業務を進めていくということで聞いていますけれども、この兼ね合いというか関連というか、それぞれが、例えば1か所掘ると、水道管と下水道管が同じ箇所にあたりする場合と違って、それぞれの業者が、それぞれで掘ったり何やかんやしていると無駄が生じないかなど、素人感覚に思うんですけども、そこら辺の委託業務同士の連携というか効率化というところは、どう考えたらよろしいのでしょうか。

○ 山本上下水道局事業管理者

その点にもいろいろ考えておるところではございますが、下水道管については基本的に、管更正、もう掘らずに、内側に塩ビ管を更生していく形にして、基本、もう掘らない方向で水管のほうは考えております。

ただ、水道管は、小林委員のご指摘いただきましたように、昭和40年代の塩ビ管がいろいろと不具合が起こっておりますので、四日市としては塩ビ管をダクタイル鋳鉄管、鉄管のほうに変えようというのが基本でございますので、そのような中で、掘削エリアについては下水道の関係のところも見つつ、局内で情報を共有しながら対応していくという形を取ろうとしております。

そのことで、随分、例えば、舗装の再掘削を防げるようなところも、道路の部門と連携をしながら、なるべく掘削回数の少ないように対応していきたい、そのように考えております。

○ 山口智也委員

ちょっと1点だけ分からなかったんですけど、下水のほうは管を巻いたりすることで掘らないということなんですけど、管理するには掘らずにもうそれを進めていくことはできるんですか。

○ 山本上下水道局事業管理者

ただいま下水管につきましては、管清掃をして、中にテレビカメラを入れて、そして、状況を確認して、次の年に、悪いところに関しては、管更正と呼んでいる、中にもう一度塩ビ管を入れる、手っ取り早く言うとそういう形なのですが、そういう形でサイクルをつくりながらやらせていただいています。

そのような形でやっておりますので、おおむねサイクルずつで進みますので、手戻り等も少なく進めるものだというふうに認識しております。

○ 山口智也委員

よく、議会からも、そういう無駄のないようにという話はよく聞く話で、下水、水道、そして、都市整備部のほうとのしっかり連携をしながら、無駄の生じないように極力進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 谷口周司委員長

他によろしかったでしょうか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

他にご意見もないようでありますので、本件につきましてはこの程度とさせていただきます。

では、次でございますが、11月13日の視察について、少しご協議をしていただきたいと思います。

(発言する者あり)

○ 川尻上下水道局技術部長

では、私のほうで13日の管内視察について説明させていただきます。

A3ペーパーとA4ペーパーの2枚がお席に置いていただいております。

まず、A3ペーパーのほう、これ事業概要でございますので、ご一読いただければと思います。

今回ご説明する中では、右のほうに写真が少し、A3ペーパーの右のほうに写真がございます。一番上、掘進機、これはシールドの一番先っちょ、だから、トンネルを造っている状況なんかがよく分かる場所がこの掘進機のあるところ、先端です。

後方台車というのは、このシールドトンネルの中を歩いていくところがこのような形で、レールが引いてあるんですけど、その横をちゃんと歩ける場所があります、三つ目が、立坑付近ですから、40m、縦に穴が掘ってあって、ここの立坑のこのところまでエレベーターで下りていただくというような場所を示してございます。

概要版はまた見てください。

4ページのほうに、行程二つ、用意してございます。

トンネルは、六地蔵公園というところから浜田小学校の近くを通過して、鵜の森公園まで行くのですが、13日は真ん中、A地点、浜田小学校あるいは国道1号付近までシールドトンネルが掘削されてございます。

防音ハウスから500mほど先端になります。この防音ハウス40m下りてもらうのに、エレベーターで、1往復に3分ちょっとかかりますので、なおかつ、コロナの関係で、1台に4人、オペレーターが1人乗りますので、委員の皆さんが最大で3名しか乗っていただけないので、往復運転しますと、全員がA地点まで行っていただくのは時間的に非常に厳しいのかなというふうに思っております、Aの方はもう着いたらすぐにエレベーターに乗ってもらって、とことこと歩いていただいて、先端で少しトンネルの概要を説明していただきますが、これ、工事は止められませんので、機械が動いた状態ですので、非常にうるさいので、そんなにたくさんの方が説明を聞けるような状態ではないというのがあります。

我々としては、先端まで見ていただくと本当は一番いいのですが、例えばBであれば、立坑から5分程度歩いていただくことでカーブしておる場所を通過できるので、おおむねトンネルシールドというのはどんなものか分かっていただけるということで、B案であれば、ハウスについたら、上で少し概要説明させていただいた上で、エレベーターで下りていただいて、トンネルの中で確認もしていただけるという、この二つの行程、用意してございます。

ただ、職員をどのように張りつけるかによって、その人数によって変わってまいりますので、本日の最後にまた行政視察と管内視察のちょっとお時間あると思うのですが、そのとき辺りまでに、A、B、どちらにさせていただくかとか、そういうのを決めていただいてご連絡いただければ、そのような形では我々は対応させていただきたいと思っております

ので、よろしくお願いたします。

説明は以上です。

○ 谷口周司委員長

ご説明はお聞き及びのとおりであります。

皆さんのほうで、先端まで500m歩いて行きたいよという方もいらっしゃれば、いやいや、もう工事説明をしっかりと聞いて、近くで、それ相応の中を見たいと……。

(発言する者あり)

○ 谷口周司委員長

ということでもありますので、どちらでも上下水道局さん、対応していただけるということですが、皆さん、もうどうしても先端に行きたいという方がいらっしゃったら、そちらも対応しなきゃいけないんですけど。

○ 加納康樹委員

ちょっとよく分からないんですけど、全員がA、B、どっちかに統一されなければならないのですか。

(発言する者あり)

○ 谷口周司委員長

行きたい方は先端まで行っていただいてもいいですし。

○ 加納康樹委員

なんですよね。時間が一緒なので、そういうことなのですよね。

○ 谷口周司委員長

ですので、事前に何人、先端に行くということだけは確認をしておきたいなと思いますので、そのように職員の方の配置がございまして。

○ 川尻上下水道局技術部長

トンネル内は、結構、音がいたします。汚れる度合いは、大林組の事務員さんは、本当はスーツを着て、革靴で来ていただくのを目標にしているというぐらい、かなりきれいなんですが、ただ、ちょっとトラブル等ありますので、作業服は着てはいただかなければなりません、どちらでも対応できるように説明の人間は配置いたしますので、ただ、グループ分けになるか、その辺はもう委員にお任せいたしますので、そのようにこちらは準備する用意がございますので、あえて説明をさせていただいたようなことでございます。

○ 谷口周司委員長

ありがとうございます。

ということですので、少しご検討いただいて、また、本日終了の際に、また改めてご確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

この件につきましては、皆さん、よろしかったでしょうか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

では、ご意見、ご質疑もないようでありますので、上下水道局の所管事務調査はこれを持ちまして終了となります。ありがとうございました。

では、委員の皆様におかれましては、続きまして、スポーツ・国体推進部がございませが、1時間以上経過もしておりますので、10分程度休憩をさせていただきまして、55分再開でよろしく願いをいたします。

14：45 休憩

14：55 再開

○ 谷口周司委員長

では、休憩前に続きまして進めさせていただきます。

続きましては、スポーツ・国体推進部の県営スポーツ施設の誘致について、所管事務調査を行ってまいります。

まず、スポーツ・国体推進部長より、ご挨拶をお願いいたします。

○ 森スポーツ・国体推進部長

スポーツ・国体推進部でございます。よろしくお願いいたします。

最初に、少しお時間頂戴いたしまして、国体について、既にタブレットのほうにも折に触れてご案内しておりますけれども、少しまとめて近況をご報告させていただければというふうに思います。

三重とこわか国体につきましては、予定どおり、来年46年ぶりに開催するとして改めて確認をされたことを受けまして、去る10月14日に県の実行委員会の常任委員会のほうで、新しい国体のモデルとして、県が担当しております総合開会式と総合閉会式、こういったものについて、会場を伊勢の陸上競技場から津の総合文化センターに変更いたしまして、基本的にオンライン式典の実施を発表いたしました。

一方、市町が担当する各競技会場に向けては、11月に、国体協議会における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインが示されることも同時に発表されたところでございます。

このような中、本市のほうでは、リハーサル大会に位置づけております大会として、今週末になりますが、全日本トランポリン競技選手権大会、そして、12月11日から3日間、全日本都市対抗テニス大会について、観覧者の方を市内の方で限定100人程度ということで、事前に申込みをいただいた方に絞った上で、現在のガイドラインに基づいた対策を講じて開催すべく、現在、準備を進めておるところでございます。

今後、本大会に向けましては、このリハーサル大会や、11月に県から示されるガイドライン、そして、これから開催される多くの大会で蓄積されていきますノウハウや知見を踏まえた対策を講じまして、市民の皆さんや来場者の皆さん、誰もが安全で安心と感ずることのできる開催の運営に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、引き続き、ご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

それでは、本日の所管事務調査のほうですが、県のスポーツ施設の状況や市内への誘致ということでテーマをいただきましたので、三重県内の県の施設の状況や整備の考え方、また、本市の状況、そして、プロスポーツのスタジアムにつきまして、資料をまとめております。

まずは資料についてご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○ 谷口周司委員長

では、資料の説明をお願いいたします。

○ 樋口スポーツ課長

スポーツ課の樋口です。よろしくお願いいたします。

資料について説明させていただきます。

資料につきましては、タブレット、06休会中（10～11月）、07都市・環境常任委員会、002スポーツ・国体推進部所管事務調査資料をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、9分の3をご覧ください。

県内には、県営の四つのスポーツ施設と五つの多目的スポーツ施設がございます。

1ページには、鈴鹿スポーツガーデンをはじめとしました四つのスポーツ施設の概要を掲載させていただいております。

1ページめくっていただきまして、9分の4ページをご覧ください。

こちらには、五つの多目的スポーツ施設の概要を記載させていただいております。

さらに、1ページめくっていただきまして、9分の5ページにはそれぞれの施設の配置図を記載させていただいております。

四日市市内には、野球場、テニスコートを備えた北勢中央公園が整備されております。

9分の6をご覧ください。

三重県のスポーツ施設整備の考え方をまとめさせていただいております。

(1)をご覧ください。

平成25年3月に策定された三重県スポーツ施設整備計画における施設整備に関する考え方です。

三重県スポーツ施設整備計画では、課題を、昭和40年に開設された三重国体以降、新たな整備も少なく、施設の老朽化が進行している。近隣の他府県と比べて数が少なく、十分とは言えない。大規模大会が開催できるような施設が少なく、地域の活性化に活用することが難しいとしており、施設整備の考え方を老朽化や競技規則の変更に対応させ、県内スポーツ施設の中心的な役割を担う。市町による主体的なスポーツ施設の整備に向けて連携

を進める。プロ野球やサッカーJリーグの公式戦が開催できる施設の整備を進めるとして
おります。

(2) をご覧ください。

その後、平成27年度当初予算調整方針におきまして、県有施設の新築や建て替えを原則
禁止する、いわゆるハコモノ禁止令が発令されております。

このハコモノ禁止令は現在も継続しており、令和3年度の当初予算調整方針におきまし
ても、県有施設については、着手済みのものを除き、原則として、新たなものの着手を当
面見合わせるとしております。

(3) をご覧ください。

平成27年度のハコモノ禁止令の発令後に策定された第2次三重県スポーツ推進計画では、
施設整備の考え方も、三重とこわか国体等への対応や、その他の施設基準等の面から、施
設の整備等を進める。補助制度を活用して、広域的拠点施設である体育館の整備を行うこ
とにより、本県の施設水準の向上を図る。プロスポーツの公式試合が可能となる機能を有
する施設について、市町やクラブチーム、関係団体と連携して協議を進める、となりかな
りトーンダウンをしているように見受けられます。

9分の7をご覧ください。

本市の、スポーツ施設整備の考え方についてまとめさせていただきました。

(1) をご覧ください。

令和2年3月に策定した四日市市総合計画では、老朽化している既存の運動施設の大規
模改修を実施する。アセットマネジメントの考え方に基づく既存施設改修時には、バリア
フリー化やLED照明化を推進し、利活用促進や長寿命化を図り、施設の安全、安心、快
適性の向上に取り組む。プロスポーツ興行を前提とした施設や広域的な施設の整備につい
て、関係機関に働きかけ、誘致に努めるとしております。

(2) をご覧ください。

県に対する施設整備の要望状況をまとめさせていただきました。

これまで、知事と市長との1対1対談において、要望を重ねてきました。

国体に向けた施設整備は急務であったため、四日市市総合体育館整備についての要望が
主となっております。

(3) をご覧ください。

こうした要望活動の結果、四日市市総合体育館に対し、国から28億5000万円余りの、県

から1億4000万円余りの補助金をいただいております。

9分の8をご覧ください。

県内のプロスポーツ対応の設備についてまとめさせていただきました。

体育館競技につきましては、四日市市総合体育館のほか、県営サンアリーナ、サオリーナが東海地区有数の規模のアリーナ、観客席を有し、プロスポーツに対応できます。

一方、一軍のプロ野球公式戦やJ1の公式戦を開催できる施設は県内にはありません。

(2)をご覧ください。

新スタジアム建設に向けた民間の動きです。

平成30年に、三重県サッカー協会等で構成されるスタジアム整備準備会議が、スタジアムの机上検討により、候補地として富双緑地公園とアクアイグニス周辺の2か所とする案を発表しました。

また、三重県サッカー協会主導で、官民連携して、Jリーグ基準のスタジアム建設に向けて検討を進めていく、Jクラブ誕生とスタジアム建設を推進する県民会議を発足しましたが、近年、大きな動きはないのが現状です。

9分の9をご覧ください。

最後になりますが、参考に、近隣他府県のプロスポーツ対応のスポーツ施設での開催状況をまとめさせていただきました。

上段には、過去3か年で一軍のプロ野球公式戦が行われた球場を記載させていただきましたが、ナゴヤドームを除き、ほとんどの球場で公式戦が行われていないのが現状です。

また、Jリーグの実施状況ですが、こちら、J1規格の要件の一つである1万5000席以上の観客席を持つ主な施設を掲載させていただいております。

こちらにも三つのスタジアムを除き、ほとんどのスタジアムでJ1の公式戦が開催されていないのが現状でございます。

以上が資料の説明となります。よろしく申し上げます。

○ 谷口周司委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑、ご意見等ございましたら、挙手にてお願いをいたします。

○ 森 康哲委員

北勢中央公園が四日市市という説明だったんですけど、管理しておるのは、これ、どこですか、北勢中央公園。

あと、もし、土地の割合とか、四日市市といなべ市と菰野町にまたがっているという割合、その辺、教えてください。

○ 上田スポーツ・国体推進部政策推進監

スポーツ課、上田でございます。

県営施設でございまして、指定管理者、ちょっと指定管理者の業者までちょっと把握しておりませんが、指定管理者に管理運営のほうを任せておる状況でございます。

正確な面積割合のほうはちょっと把握しておりませんが、大部分が四日市市の西村町になっておりまして、およそ9割ぐらいが四日市市かなという、見た感じでございますが、そういう状況でございます。

○ 森 康哲委員

実際に使用している人の、四日市市の割合とか、そんなのは出ているのですかね。それから、市民の利用度とか。

○ 樋口スポーツ課長

申し訳ございません。そこまで把握してございません。

○ 森 康哲委員

胸張って、この県の施設が四日市市にあると言うのであれば、市民の利用度、これはやっぱり市で把握しておるべきだと思うし、私が見る限り、この四日市でもかなり西部、もう本当に端っこに位置づけされているので、なかなか市民の利用しづらい面もあろうかと思えます。

せつかく県の施設、四日市市にあるんだということであれば、やはりPR不足というようなところと、もう少し県の施設の有効活用というところを考えれば、何か改善せなあかるところがあるのかなと思いますけれども、部長、その辺、考え方だけでも。

○ 森スポーツ・国体推進部長

市でも一番西北の外れになりますので、保々地区であります、北のほうの方にとって利便性があるところもあるかも分かりません。

そういう意味で、いろいろな選択肢の一つとして、霞地区の広域的なスポーツ施設と併せて利用いただけるように、今後PRには努めていきたいというふうに思います。

○ 森 康哲委員

ぜひお願いしたいのと、やはり県の方針がだんだんトーンダウンをしているという説明だったんですけれども、それにも、国体に合わせていろんな施設を造っている割に、県の割合が、四日市市総合体育館なんかものすごく少ないわけですよ。本来であれば、国が2分の1、あと4分の1ずつが、普通の事業であれば、負担割合の比率なのが、これ1.3%ですよ、県の負担。これはどこからはじき出されたのでしょうか。

○ 森スポーツ・国体推進部長

施設の整備に対して何%を負担するとかという発想ではないと思います。

県が、当時、国体に向けて広域的な施設にすることに対しての補助メニューをつくろうということで当時造られたと思うんですが、そのときのアップー、上限額が1億円であったというふうに理解をしております。

○ 森 康哲委員

やはり、この地図を見てもそうですけれども、北勢地域に、人口の割には県営の施設が少ない。中でも四日市市内で待望論があって、県の推進計画の中にも本来ならあったはずが、ハコモノ禁止というのが途中で出てきて、今現状に至っているのだと思うんですけれども、その中でもプロ野球やサッカーという、やはり他の中でもメインスポーツの中で、三重県で試合ができない現状があるというのも現実だと思うので、県に働きかけることは重要だと思うのですが、再度お聞きしたいんですけれども、その辺、四日市市としては、どういうふうな働きかけをしていくべきだと思っておりますか。

○ 森スポーツ・国体推進部長

現実には、来年、国体を控えて、国体への動きということで今まで動いておりますので、この国体以降に、四日市市としてどういった施設が必要であるのかといったところを十分、

研究検討して、その上で、継続的に県には働きかけていく必要はあろうかと思っております。

○ 森 康哲委員

非常に弱々しく聞こえるんですけども、やはり待望論あるわけですね。いろんな協会からも、子供たちの声を聞いても、やはり県内でプロ野球の試合を見ることができない、Ｊリーグの試合を見ることができないと、そんな県は日本中に２県しかない、両方見ることができない県というのは、三重県と島根県だけだと。この現状をご存じですか。

○ 樋口スポーツ課長

Ｊリーグもできる施設がない県とか、三重県と、２県ということは存じています。

○ 上田スポーツ・国体推進部政策推進監

資料の９分の９、近隣他府県のプロ野球、Ｊリーグ、開催状況のほうをまとめさせていただいたのですが、最近の状況としましては、滋賀県、奈良県、和歌山県、こちらにつきましても、プロ野球も全く開催されておられませんし、Ｊリーグができるスタジアムもないという状況ですので、三重県と島根県だけではないという状況というふうに認識をしておるところでございます。

○ 森 康哲委員

開催を実際にしているかどうかではなくて、開催することができるかどうかと、競技施設のことを話ししているのであって、規格がありますよね。Ｊリーグの試合を開催する基準、観客数が１万７０００席でしたっけ、照明が何ルクスとか、いろいろな基準があって、それをクリアできていない県が、三重県と島根県だけだという、そういうことを申し上げているだけであって、実際に開催しているかどうかではないんですよ。

公式の試合ができるかどうか。

○ 上田スポーツ・国体推進部政策推進監

Ｊリーグのほうからいきますが、滋賀県、奈良県、和歌山県につきましては、このＪリーグ規格の観客席１万５０００席以上を有するスタジアムがない状況ですし、同じく、プロ野

球のほうについても、かつては全国に立派な施設がない状況でもございましたので、プロ野球を開催した球場はある状況ではございますが、最近はちょっと施設的に見劣りしているというところで、プロ野球がやれる基準ではあるのですが、実際には誘致ができていないという状況でございます。

三重県の伊勢にある倉田山球場につきましても、プロ野球のオープン戦をやるしっかりした球場ではあるのですが、スタジアムが小さいとか、そういった理由でちょっと公式戦はできないというところで、三重県は今のところプロ野球のできる球場がないという整理をさせていただいているところでございます。

○ 森 康哲委員

最後にしますけれども、やはりオープン戦だけじゃなくて、公式戦、これが開催できるようにしないと、例えば名古屋で見れるじゃないか。じゃ、三重県の子供たちが名古屋で試合を見たときに、途中で帰ってこなきゃいけない、試合を最後まで見ることができない、そういうケースというのがたくさんあるんです。

そういうことが、やはり子供たちの夢を断ち切ることに繋がってしまうおそれもあるので、やはり県内でしっかりそういうところも、せつかく北勢地域、たくさん事業所があって、たくさん県税も納めているんですよ。

それを、スポーツ施設、今の現状では寂しいと思うので、四日市市としては声をずっと上げていかないかなかなと思いますので、要望します。

以上です。

○ 小林博次委員

すみません、教えて。

4ページの上から2段目、ゲートボールと書いてあるんですけど、四日市はグラウンドゴルフに変わって、ゲートボールはないんやわな。全国的にはゲートボールで、三重県もゲートボールが中心なんやけど。

どうしてこれゲートボールとあるの。

○ 樋口スポーツ課長

この掲載につきましては、県の施設整備計画から抽出させて、表記させていただいてお

りますので……。

○ 小林博次委員

施設の状況やけど。

○ 樋口スポーツ課長

この名称については、ゲートボール場というのは、県の表記をそのまま掲載させております。

○ 小林博次委員

だから、ここに記録されているのは、施設の状況が報告されておるんやろう。

だから、スポーツの実態からいくと、全国的にはゲートボール、四日市市はグラウンドゴルフ、ゲートボールが廃っていった。三重県はゲートボール、だから、何でそんなちぐはぐになっているのというのがよく分からん。

あなたのところが指導しておるのだけ、グラウンドゴルフなんやわな。ほかは、ゲートボール、指導しておるわ。

だから、そんなふうの違いが出てくるとやりにくいのと違うかなと思うので、あえて何でと、ここで聞いたわけね。

それから、ページが5ページ、スポーツ施設の考え方の（1）の①老朽化している既存の運動施設、野球場、テニスコート、四日市ドームと書いてあるわね。

四日市ドームは老朽化したわけ。

○ 樋口スポーツ課長

四日市ドームにつきましては、竣工後、約4分の1世紀、25年程度経ちまして、本年度については……。

○ 小林博次委員

市制100周年で建てたんや、56億円ぐらいで。今年、120周年、20年で老朽化という日本語を使うと、これ、みんな使ってもらわんと、これだけ使っていくとややこしいと思うよ。

20年なら中間点検と思うんやけど、老朽化で造り替えとか、そういうことにはならんと

思うんやけど、その辺の考え方がよく分からないから、別に老朽化と捉えておるのなら、ほかもたくさんあるので、全部老朽化として捉えて、アセットマネジメント計画を立ててくれやんとあかんわな。違うと思うんやけど。

ここに書いてあるの、ちょっと説明してくれる。

○ 森スポーツ・国体推進部長

ちょっと、老朽化という一言で表した、丁寧さに欠けておると思います。どうも申し訳ございません。

ドームにつきましては、躯体そのものはまだ老朽化ということではないのですが、今年、予算をお認めいただいておりますけれども、様々な電子機器関連がどうしてももう使えなくなって更新ということもございます。

そして、国体についてはクリアできたのですが、人工芝につきましても、かなり芝が短くなってきて、大会によっては使えないというのが出てきつつあるという状況の中で、結構、ドームはそれぞれの修繕が大規模になりますので、あえてここに上げさせていただいております。

また、アセットマネジメントに計画につきましては、それぞれ大規模なものについては位置づけて計画をしておるところでございます。

○ 小林博次委員

老朽化と捉えているところに、抵抗を感じているわけ。ほかが出ていないので、ほかも出して、これも出すというのやったら分かるけど、20年で老朽化と言ったら笑われる。

第一、あそこの芝は、あなた方は関係なかったけど、横やり入れて、使ってもない人工芝、こんなのあかんと言ったのを使って、それがあきませんと言われても、これも最初から言っているわけで、こんな話、聞けやんで。

あんた方の先輩がでたらめやっていったわけやろう。合法的にでたらめやっていったわけや。

だから、全国的に認知されていないところが使われたから、それはそれでええけど、20年たって、もうあきませんわと言われると、ほかと比較してどうなんやと聞かならんわけやな。

ここでは、ただ、老朽化の中で、四日市ドームを捉えると、若干問題があるのと違うの

という抵抗感があるので聞いておるだけで、別に、いや、それでええんやというなら、ほかも老朽化で捉えてもらいますということね。

○ 谷口周司委員長

ご意見として、ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員

1 ページに、松阪野球場のことが載っているんですけど、3 の（1）の①に野球場があります、老朽化している既存の運動施設、野球場、テニス場とか、四日市ドームとかありますね、温水プールとか。

この野球場なんですけど、松阪の野球場に、この議会で、県のお金がつくらしいんですけど、その情報は取っていますか。

○ 樋口スポーツ課長

松阪球場については、ちょっと改修をしようという計画を今進めておるといのは、聞いております。

○ 伊藤嗣也委員

金額は。

○ 樋口スポーツ課長

すみません。そこまでは把握しておりません。

○ 伊藤嗣也委員

多分、総括質疑のときに出るといふふうに情報が入ったの、1 億5000万円、松阪野球場。その県営球場に対して、そのような形で予算がつく。四日市も野球場とか、既存の施設を直していくのに、情報は持っていますが、全然支援してもらえないわけですか。

○ 樋口スポーツ課長

今のところ、市営の施設の改修に対する補助はないということで聞いております。

○ 伊藤嗣也委員

新しい施設も造ってくれやんし、支援のそういう制度がないという理解でいいですか。

四日市市が造った建物に、県のお金を入れるという制度そのものがない、要はしたらあかんということなんですか、県は。

○ 樋口スポーツ課長

私の理解では、制度がないというふうに考えております。

○ 伊藤嗣也委員

制度がないけど、したらあかんことはないんですよ。要は、三重県の腹一つということですよ。

なんぼお金がないと言ったとしても、松阪球場にはそうやって1億5000万円という答弁が出るみたいなんですけれども。

ですから、それで、三重テレビを四日市の市民が見ておったときにどう感じるんやと。我々、市議会議員はどう説明するんやということにもなってまいりますので、もっと県に強く言ってもらってもいいんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょう。

○ 谷口周司委員長

ちなみに、松阪球場は県営松阪球場ですか。

(発言する者あり)

○ 谷口周司委員長

分かりました。

○ 樋口スポーツ課長

松阪球場については、県営施設でございますので、当然その改修については県が全部責任を取ってすることとなろうかと思えます。

支援については、先ほど申し上げたように、市の施設でございますので、ただ、言われるように、改修について支援というのは考えられるかどうかというのは、ちょっとまた担当も含めて、ちょっと調査させていただきたいと思います。

○ **伊藤嗣也委員**

我々も、四日市市民やけど、三重県民でもあるので、大変かと思えますけれども、どうか頑張って、一つ、よろしくお願いします。

以上です。

○ **谷口周司委員長**

他にございますでしょうか。

○ **加納康樹委員**

今、伊藤委員のやり取りがありましたけれども、私たちがそれぞれコンタクトしている県議会議員の尻もたたきましょうかということ、まず。

そして、私のほうから、まず、数点聞きたいんですけど、ちょっと本論からもずれるかもしれませんが、ぐだぐだは聞かないので、お許しいただきたいと思います。

まず、冒頭、部長からあったトランポリンのこの週末の大会の件で、私たちのほうへの周知としては、観戦者の入場制限をしてとしか聞いてなかったと思うのですが、100人というのは、どう出て、どう整理されるのでしょうか。

○ **森スポーツ・国体推進部長**

今のガイドラインでいくと、声援をしようとする2分の1なんです。あその場合で1500人、入るのですが、これを計画したのはもう少し前の、今のバージョンの一つ前のバージョンだったんですけども、そういった状況の中で、無観客というのは、せっかくだから、もう少し進めたいなという中で、まずは100人というところで、よりどころとなる確たる根拠はございません。

○ **加納康樹委員**

その100人の中に、私たちも行ってもいいようなんですけど、カウントされるのでしょ

うか。

○ 森スポーツ・国体推進部長

あくまで一般観客の方を100人余りという形で絞っただけですので、議員の皆様については大変恐縮なのですが、その前段の国体の規約のほうで、市議会議員の皆様については、参与になるという形になっていただいております。いわゆる大会役員という意味での枠でご案内を差し上げております。

○ 加納康樹委員

ぜひ、どこかでは見に行きたいとは思っていますが、じゃ、100人と掲げたやつで、もし市民の方が101人来たらどうなさるのですか。

○ 森スポーツ・国体推進部長

今回に限って言えば、かなり縮小してやりましたので、その程度のことは鷹揚に構えたというふうに思っております。この100人が200人となってくると、少し我々の対策も変わってきますので、そこは、ある程度柔軟に構えていきたい、いわゆるゾーンを分けるとか、そういった感染対策、受付の段階の混み具合とか、その辺が対応できるだろうという判断のところまでは広げることは可能であるというふうに考えております。

○ 加納康樹委員

分かりました。ぜひお願いをしたいと思います。

当然、新しい施設も造っていただきたいとは思いますが、なかなか現実的に難しいなどあるので、私のほうからお願いしたいのは、せつかくある施設はちゃんと使おうよということで、四日市市総合体育館にまたつながるんですけど、昨日、おとといのV1女子は、残念ながらリモート、無観客ということになってしまいました、残念ですが。

それで、いろいろなところの営業をかけるという観点でいくと、私、バレーなので、Vリーグが来てくれればそれでいいんですけど、それだけじゃなくて、実は、昨日、おとといのトヨタ車体も何で来たのかというと、本当は愛知県でやりたいけど、なかなか愛知県の体育館が週末取れないのでということで、Vリーグのほうは、愛知県のベースのところ、三重県内の体育館を借りて興行を打つということがよくあります。

で、あるならば、多分、追い出している元凶と言っては悪いんですが、Bリーグのほう、愛知県でもB1で3チームもあるわけで、恐らくは体育館の確保もそれぞれご苦労されているんじゃないかと思うと、Bリーグの誘致というのはあり得ないのでしょうか。

○ 森スポーツ・国体推進部長

昨年から、Vリーグと同時にBリーグも地元協会にもお世話をいただいて働きかけておりますが、今のところ難しいという状況です。いずれ、今年度、来年度については、なかなか難しい。

今はちょっと声が出てきておるのは、Tリーグのほう少し話が出てきておる状況です。

○ 加納康樹委員

私もVリーグは分かるけど、Bリーグのほうがよく分からないので、難しいというのは、Bリーグのほうやはりホーム・アンド・アウェー、自分のところの地元でやらんならん、出張っていくのができにくいということですか。

○ 森スポーツ・国体推進部長

それぞれの事情があるんだとは思いますが、一つ聞いたところは、どこのチームからちょっとあれですが、サオリーナで一遍やったことはあるんだけど、ふだん自分たちがやっておるところよりも新しいところに行くと、そこで、新たなコストがかなりかかってしまって、そのコストを負担するだけの体力がなかなか難しいということで、無理して出るよりは、まずは、地元で今までどおりやっておきたいという事務方の話を聞いたことはございます。

○ 加納康樹委員

分かりました。

最後に、これを、全く番外編なんですけど、お答えだけ1回いただくだけでお許しをいただきたいと思いますが、今年度限り、もうこの週末からの大会が最終公式戦で、永和商事ウイング硬式野球部が休部になります。

そのことに関して、ちょっと聞くのが、四日市市も市として何らか手助けをすることができれば、もう少し長らえることができたんじゃないかという話も聞かなくはないんです

が、社会人野球に対してというのは、休部に関してどう思われているのかということと、実際問題、何も手の出しようがなかったのかというところでお伺いしたいんですよ。

○ 森スポーツ・国体推進部長

永和商事さんのほうから、私どものほうにも通知をいただいて、我々担当部局としては、非常に残念であるというふうに思っておりましたが、一事業者の団体の活動しておるクラブチームということで、そこへの支援策というところまでは、できなかったということですね。

○ 加納康樹委員

もうこれでやめますが、いろんな見方があるのでしょうけど、それでも、都市対抗に2回行かれたチームだったので、本当に残念だなと思っています。

プロではない、ノンプロ、セミプロの世界なのですが、そういうところにも、今後、そういう芽があれば、助けてあげられるような行政でもあっていただけるとうれしいなと思っています。

以上です。

○ 谷口周司委員長

ご意見として、よろしくお願いいたします。

他にございますでしょうか。

○ 山口智也委員

ちょっと最後に、方向性だけ確認しておきたいんですけども、総合計画には、プロスポーツ興行を前提とした施設や広域的な施設の整備について関係機関に働きかけ、誘致に努めますというふうに明文化されているんですけども、ただ、前回の決算では、市の答弁としては、ただ、そうは言っても、市として主体的に整備していくという方向性はないという返答があったかと思うんですけども、非常にそこが中途半端というか、どっちなのという状況かと思うんですよ。

ただ、現状としては、市も、国体の整備が一旦、大体終わった後で、これ以上、また整備というと、なかなか現実的に難しい。三重県を見れば、県も全然トーンダウンをしてお

るという状況で、非常にどうしていいのか、市としてもなかなか定まっていないというところがあるかと思うんですけれども、そうなってくると、最後はもうやっぱりもう官民連携しかないのかなという気はしているんですけれども、ただ、先ほどのご説明の中にも、近年は、その動きも、ちょっと今トーンダウンしておるといった感じの説明があって、そうなってくると、これからどうしていけばいいのかなということで迷っているというのが市としてはやっぱり正直なところですかね。

○ 樋口スポーツ課長

まずは、こちらのJリーグなんかのスタジアムは、県が造る方向性が出てきたときに、そこに乗り遅れないように、富双とアクアイグニスと書いてあります。それから、向こうに持たれないように、市のほうに誘いたしていきたいというふうで、情報を取りながら、そのときには強く要望していきたいというふうを考えています。

○ 山口智也委員

今は、一番イメージをしておるのは富双というところで、何とか形にしていききたいという形ですかね。

○ 樋口スポーツ課長

この富双とアクアイグニスは、向こうさんが書かれておるところで、実際問題、その施設を造るときには、そこでまた条件を聞きながら、四日市市内のどこかへということを進めていききたいというふうに思っています。

○ 森スポーツ・国体推進部長

委員おっしゃっていただいた、主体的にやる気はないというところなのですが、これは市が丸抱えで、市が土地を用意して、市が建築費用を負担するという形での主体的にやるのではなくて、基本、冒頭、資料説明しましたように、県についても、県が丸抱えでやるというような方向性は持っていないのは推し量れるんですね。

そんな中で、一つ、三重県サッカー協会を中心に民間の動きが出ました。

そういったところに対しては、誘致に努めていく、アンテナを張っていくというところを、それは言葉がいいのかどうか、そういう意味では主体的には行くのですが、まず、市

が母体となってやるものではないというところと、しっかりと民間の動きを見て、そういうときには、ぜひ四日市が一番土地の優位性もありますよ、いろんな優位性がありますよということを訴えながら、誘致に努めていきたいというのが今の思いでございます。

○ 山口智也委員

今、動きがないと言っても、これもその時々でまた状況が変わっていくと思いますので、しっかりその民間の動きというのをしっかりもう随時捉えながら、働きかけというのをしっかりやっていただきたいと思います。

○ 谷口周司委員長

ご意見として、お願いいたします。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

では、他にないようでありますので、本件につきましてはこの程度とさせていただきます。

では、以上をもちまして、スポーツ・国体推進部の所管事務調査は終了とさせていただきます。

委員の皆さんは、もう少しお待ちいただきますよう、お願いいたします。

では、スポーツ・国体推進部の皆さんありがとうございました。

では、皆さん、すみません、引き続き、少し確認をさせていただきたいと思います。

まず、一つ目が、行政視察についてでございます。

資料も入っておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

まずは、11月11日の行政視察、桑名市でございますが、少し確認させていただいてよろしいでしょうか。

11月11日水曜日ですが、集合が午前9時15分、市役所南地下玄関に集合いただきますようお願いをいたします。

その後、ここに行程も書かせていただいておりますが、午前10時にNTNグリーンパワ

ーパーク、こちらのほうで太陽光発電とかの新エネルギー、エネルギー循環型モデルというのを見学させていただきます。

これが午前中です。

その後、桑名市役所で、内容は、桑名駅東西自由通路、そして、少し自動運転を確認させていただき、その後、桑名市斎場おりづるの森を確認ということで、ここには午後4時50分には帰ってきたいと思いますので、お願いいたします。

行政視察につきましては、以上でございます。

続きまして、管内視察ですが、先ほども少しありましたが、浜田通り貯留管の、まず確認をさせていただきたいと思いますが、先ほど、A行程、B行程ございましたが、皆様のご希望をお聞きしたいと思います。

A行程は、先っちょが見られるということで、これはなかなか見れる機会はないということではありますが、500m、片道ありますので、割とありますということで、A行程ご希望される方、今の段階で結構です、A行程。

森委員、加納委員、小田委員、山口委員、ちょっと遠いですけど。

B行程で、伊藤委員と小林委員で。

ということで、では、AとBと分かれて進めさせていただきますので、お願いいたします。

この管内視察の日なんですが、実はその後、北勢バイパスもございます。

一応、服ですけれども、汚れないようにしてもらってあるということですが、北勢バイパスのほうはやはり汚れてしまう可能性もあるということで、作業着をとということだったので、ぜひこの際、市議会で作った防災服の上だけ、ぜひお持ちをいただいて、それを皆さんで着て、現地視察という形で、絵にもなることですし、ぜひちょっと防災服を上だけお持ちいただいて、それを着て、浜田通り貯留管と北勢バイパスは行きたいなと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 谷口周司委員長

では、当日、個人の防災服、ぜひお持ちいただきますように、お願いをいたします。

あと、安全のためヘルメットと長靴というのを着用していただくということでございま

すので、ヘルメットと長靴については事務局のほうで、昨年同様、用意をさせていただく予定なのですが、ヘルメットも、もし皆さんの今支給されているヘルメットございましたら、ぜひそれを持ちいただくとありがたいということですので、長靴につきましても、多少サイズがありますので、ご自宅のほうにいいのがあるよというのであればぜひお持ちいただいて、ですので、原則、お持ちいただいていないものについては、事務局のほうで用意させていただくということにさせていただきたいと思いますので、ヘルメットと長靴、そして、防災服と、可能な限りお持ちいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、コロナ対策のため、移動の際、通常、各部局の部長さんも同席しておりましたが、今回につきましては、現地に各部長さんがおられると、上下水道局だけはどうしても都合がつかないということではありますが、各部長は現地での待機ということになりますので、よろしく願いいたします。

行政視察、管内視察につきましては、以上でございます。

何かご質問等ございましたら。

○ 森 康哲委員

上だけということでしたけど、それなら下もそろえて、動きやすい恰好のほうのが。下だけスーツだとね。

○ 谷口周司委員長

浜田通り貯留管、体育館、北勢バイパスなので、途中で、また下脱いでもらって、体育館も別に。

○ 森 康哲委員

ヘルメットを持って、長靴を持っているんやったら。

○ 谷口周司委員長

じゃ、下もはいて行きましょうか。

靴も、革靴じゃなく運動靴でもいいのかな。

○ 森 康哲委員

防災のあの靴でもいいですか、安全靴。

○ 谷口周司委員長

防災靴と、防災上下で行きますか。

○ 小田あけみ副委員長

あの靴を履くのですか。

○ 谷口周司委員長

自由です。革靴でも、運動靴でも。

上はぜひ着ていただくと、ちょっと写真が。

上は必ず。お願いいたします。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

では、当日、管内視察のほうは午後1時25分、30分には出発したいと思いますので、時間のほうだけ厳守でよろしくお願いいたします。

では、本日の所管事務調査は、これをもちまして終了となります。ありがとうございました。

15 : 45 閉議